国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年二月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十四号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第九号中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項第八号中「十九万円」を「二十万円」に改める。

附則第四条第二項第六号中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項第六号中「十九万円」を「二十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十九条の七第二項及び第三項並びに附則第四条第二項及び第三項の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の七第三項並びに第十五条の九の二第二項及び第六項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十八日

総務大臣　金子　恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （政令附則第十二条の割合の補正等） **第七条**　［略］ ［2　略］ 3　法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写しとする。 ［4～9　略］ 10　法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し ［二・三　略］ 11　法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。 ［一　略］ 二　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し ［三～五　略］ ［12～15　略］	**附　則** （政令附則第十二条の割合の補正等） **第七条**　［同上］ ［2　同上］ 3　法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写しとする。 ［4～9　同上］ 10　［同上］ 一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し ［二・三　同上］ 11　［同上］ ［一　同上］ 二　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し ［三～五　同上］ ［12～15　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年二月二十日から施行する。

○農林水産省令第十一号

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十八日

農林水産大臣　金子原二郎

農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令

農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（普及指導手当の支給） **第十三条**　令第四条の要件に該当する普及指導員は、月の初日から末日までの間において、次の各号に掲げる都道府県の職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するように法第八条第二項各号に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事していなければならない。 一　（略）	（普及指導手当の支給） **第十三条**　令第四条の要件に該当する普及指導員は、月の初日から末日までの間において、次の各号に掲げる都道府県の職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するように法第八条第二項各号に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事していなければならない。 一　（略）